

第 7 次青森県保健医療計画（がん対策）の評価について

【青森県保健医療計画とは】

医療法に基づく計画であり、保健医療サービスの提供単位である保健医療機関や病床の適正配置を促す基準病床数のほか、医療連携体制の構築や保健医療従事者の確保について定めるとともに、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための基本計画

各疾病・事業等に数値目標を設定しており、各医療対策協議会（青森県がん対策推進協議会を含む。）では、数値目標を踏まえ、毎年度進行管理を行う。

【第 7 次青森県保健医療計画（H30～R5）の評価を行う理由】

現在は第 8 次青森県保健医療計画（R6年度～R11年度）の計画期間だが、策定委員の意見等を踏まえ、第 7 次青森県保健医療計画は指標によっては数年前のものもあるため、第 8 次青森県保健医療計の中間見直しまで評価を続けることとなった。